



# 衆議院憲法調査会ニュース

H14. 3. 15 Vol. 23

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 3月14日に開会された小委員会

### 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会（第2回）

参考人：山口二郎君  
 （北海道大学大学院法学研究科教授）

質疑者

額賀福志郎君（自民）	島 聡君（民主）
斉藤 鉄夫君（公明）	藤島 正之君（自由）
山口 富男君（共産）	北川れん子君（社民）
井上 喜一君（保守）	伊藤 公介君（自民）
伴野 豊君（民主）	奥野 誠亮君（自民）

質疑終了後、自由討議

### 山口二郎参考人からの意見陳述の概要

はじめに

・私は、憲法改正をタブー視はしないが、90年代に行われた政治改革や行政改革等の制度改革に対する総括をした上で、憲法論議を行うべきであると考えます。

#### 1. 我が国の議院内閣制の現状と日英の比較

・我が国では、議院内閣制の現状に対する不満が強い。しかし、それは、議院内閣制自体の欠陥ではなく、(a)政権政党の暴走と国民不在の中での頻繁なリーダーの交代、(b)行政の縦割り構造の中での官僚機構の巨大化に伴う内閣の弱体化、(c)内閣と与党との関係の不透明性、といった運用の問題であると認識する。

・イギリスは、「下降型の議院内閣制」である。その特徴は、(a)政党、指導者、政権構想が三位一体として、選挙における国民の mandate (委任) により選ばれること、(b)行政機関への大規模な政治任用により、内閣と与党が一体となっていること、(c)官僚機構に対する上からのリーダーシップが発揮されていることである。

・これに対して我が国は、「上昇型の議院内閣制」である。その特徴は、(a)首相や政策を選択するという選挙の意義について政党や国民の意識が希薄であること、(b)内閣と与党が分離していること、(c)内閣が実質的指導力を欠き、官僚機構からの積上げ型意思決定が行われていることである。

・現在の議院内閣制の改善のためには、制度に合わせた新たな運用面における慣習、すなわち憲

法習律をどのように創っていくのか、また、国民民主権の観点から、行政をどのように民意に沿ったものにしていくのかについて考える必要がある。

#### 2. 首相のリーダーシップについて

・首相のリーダーシップとは、政治の最高指導者として、行政府、与党及び国民に対して発揮されるべきものである。

・安定的な与党の下に政官が和合していた「自民党政治の黄金時代（1960—70年代中頃）」、派閥政治の下に政官が競合・協力していた「二重権力構造の時代（1979—93）」、政党間の合従連衡下に政官が矛盾を来した「連立政治の時代（1993—）」を経て、現在、国民の政治に対する「直接性」の要求が高まる中、首相公選制が論じられている。しかし、私は、(a)現在の制度に対する反省なくして導入をしても、良い結果は得られないこと、(b)行政と立法が全くに分割されてしまうか又は議会のオール与党化という二つの最悪のシナリオが想定されること、(c)政党が求心力を失い、政党政治が破壊されることの懸念から反対である。

#### 3. 議院内閣制の改革の課題

・議院内閣制の改革の課題としては、(a)内閣と与党の一元化、(b)与党の政権参加を通じた政策の実現、(c)政治主導の政官関係の確立が挙げられる。

#### 4. 改革への提言

・制度に関する改革の課題としては、(a)内閣においては、65条を改め、行政権の帰属を内閣総理大臣とする等により、国务大臣の分担管理原則を克服すること、(b)内閣の政治主導確立については、政策決定手続の一元化を図ること、(c)国会においては、行政に対するチェック機能を強化すること（少数者調査権等）が挙げられる。

・慣習に関する改革の課題としては、(a)選挙については、政党、指導者、政策を三位一体のものとして選択すること、(b)内閣の運営については、与党の意思決定機関を内閣と重合させるとともに、内閣の任期と衆議院の任期を一致させること、(c)与党の運営については、与党議員は、内閣の一員として政策形成に当たること、(d)その他、与党の党首選出の透明化と公開を図ること等が挙げられる。

### 山口二郎参考人に対する質疑の概要

額賀福志郎君（自民）

・政治家と官僚の意見交換を禁じたり、法案の与党による事前協議を廃止すれば、かえって官僚

主導となるのではないか。

- ・我が国では、選挙の際に大まかなスローガンを掲げ、毎年度の予算決定の際に政策形成に係る議論をしている。選挙の際に、政党、指導者、政権構想を国民に選択させるイギリス型の導入には、国民や政党の大きな意識改革を必要とするか、この点について参考人の見解を伺いたい。
- ・議会制民主主義の健全な運用を図るに当たって、我が国においては、二大政党制と多党制のどちらが適当と考えるか。

#### 島 聡君（民主）

- ・我が国の国会は「常任委員会中心主義」で、求心力が首相に向かいにくいこと等を考慮すると、我が国において議院内閣制の枠内で制度改善を図ることには限界があり、首相公選制の導入を図るべきと考えるが、いかがか。
- ・政党の役割について憲法上に規定すべきと考えるが、いかがか。
- ・行政監視のために、少数会派が国政調査権を発動できるような制度を考える必要があるとの参考人の御指摘であるが、私も非常に重要なものであると考える。少数会派の国政調査権について更にご説明願いたい。
- ・三権分立と議院内閣制における立法・行政の融合の関係について、参考人の見解を伺いたい。

#### 斉藤 鉄夫君（公明）

- ・参考人が主張されるイギリス型議院内閣制の運用は、内閣こそが政治の中心であるという考えに基づいていると思うが、我が国においてそのような運用を取り入れた場合、三権分立と国会の最高機関性の関係をどのように説明するのか、参考人の見解を伺いたい。
- ・衆議院と参議院の役割分担について、参考人の見解を伺いたい。
- ・イスラエルのシャロン首相の強行姿勢は、選挙時に掲げた方針を選挙後に変更することが困難な首相公選制の負の側面と考えるが、この点について参考人の見解を伺いたい。

#### 藤島 正之君（自由）

- ・政治任用の拡大について、参考人の見解を伺いたい。
- ・官僚の突出を抑制するため、大臣の任期を2～3年にするなど現状より長くすべきであるか、この点について参考人の見解を伺いたい。
- ・イギリスのように、官僚と議員の接触を禁じると、国会が行政を監視することに支障を来さないか。
- ・内閣提出法律案が多数を占めるとともに、議員提出法律案も実際は官僚が作成したのが多いという現状について、参考人の見解を伺いたい。

#### 山口 富男君（共産）

- ・現行憲法において、主権在民を具現化するため

の統治機構の特微的な規定は何か。

- ・参考人は我が国の議院内閣制を英国と比較して「上昇型」とするが、歴史的に見て、「上昇型」となった要因は何であるか。
- ・参考人は65条を「行政権は首相に属する」のように改正すべきであるとするが、現行制度においても首相の首長としての強い権能が認められており、あえて憲法改正をする必要はないのではないか。
- ・首相公選制を採用する場合に憲法の規定上生じる問題点について、参考人の見解を伺いたい。

#### 北川 れん子君（社民）

- ・国会審議において与党の質疑時間が長いという点について、参考人はどのように考えるか。
- ・少数派である野党の権限強化について、国民の賛成を得ていく上で、理論的にどのように説明したらよいか教えていただきたい。
- ・小中学校における政治教育について参考人はどのように考えるか。また、政治教育を行うに当たって留意すべき点は何か。
- ・参考人の尊敬する政治家は誰か。

#### 井上 喜一君（保守）

- ・政治制度はその国の風土や伝統と密接に関連している。したがって、議院内閣制の在り方や政治家の接触の在り方などについてイギリスの制度をそのまま取り入れれば良いというものではないか、いかがか。
- ・政治主導を確立する観点から、大臣の任期については、少なくとも一内閣一大臣とすべきであるか、いかがか。
- ・所管が多岐にわたるような大きすぎる役所は、大臣が政治的リーダーシップを発揮していくという観点から好ましくないか、いかがか。

#### 伊藤 公介君（自民）

- ・アメリカで見られるような国家の指導者を国民自らが選ぶというエネルギーは大事にすべきである。制度を変えれば良いというものではないが、国民のニーズに応えるためにも、さまざまな事情を総合的に判断した上で、首相公選制の導入を図るべきものであるか、いかがか。

#### 伴野 豊君（民主）

- ・参考人の提言を実現していくためには、(a)マスコミの在り方を考えること、(b)政権担当能力がある健全な野党を作るため野党に対する支援を行うこと、(c)政治をより身近なものとし、国民の政治に対する関心を高めるため、財源の問題も含め地方分権の更なる推進を図ることといった三つのクリアすべき課題があるか、いかがか。

#### 奥野 誠亮君（自民）

- ・首相公選制を導入することは天皇制との関係で問題であるか、いかがか。

- ・ 政官の役割分担を踏まえた上で、官僚も積極的に意見をいい、政治家と議論をしていくべきであると考えるがいかがか。
- ・ 参考人は、首相と議員の任期を一致させるべきと主張する。しかし私はそのように固定的に考えるべきではないと考えるが、いかがか。
- ・ 参考人は、自民党の長期政権に批判的な御意見をお持ちのようであるが、長期政権は選挙の結果である。また、自民党の長期政権の下、一貫した政策を実施してきたことにより、戦後の経済復興が可能となったと考えるが、いかがか。

## 質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

### 松 沢 成 文 君（民主）

- ・ 私見としては、統治機構においても抜本的な改革が必要であると考えており、その意味で首相公選制導入を唱えてきたが、国民が選挙を通じ政策と首相候補者の選択ができ、また、そのようにして選出された首相が国民の mandate（委任）を受けリーダーシップを発揮できるという、イギリスのような議院内閣制の運用ができるのであれば、それを否定するものではない。
- ・ 衆議院と参議院の役割分担を図る観点から、政府高官等の人事の承認や決算監視等の権限に特化した形で参議院改革を行うとともに、参議院に少数意見が反映されるように選挙制度を整備し、バランスをとるべきではないか。

### 北 川 れ ん 子 君（社民）

- ・ 山口参考人が指摘するように、制度改革自体が目的となってしまっているのではないかと、また、国民の政治に対する無関心や傍観者意識を顧みることなく改革だけを行うことには、意味がないと考える。
- ・ 政治家が尊敬に値する存在となれるよう、国会の場で時間をかけて政治家同士が議論を行うことが必要である。
- ・ マスコミによる報道等を見聞きする限り、奥野委員は、いわゆる抵抗勢力の一員ではないのか。

### → 奥 野 誠 亮 君（自民）

- ・ 私は自民党员であり、小泉内閣に何らかの成果を上げてもらいたいと思っており、若干の意見を述べてはいるが、いわゆる抵抗勢力といわれるような姿勢はとっていない。

### 山 口 富 男 君（共産）

- ・ 21世紀の日本を考える場合、憲法を改正することではなく、憲法に規定されている内容をどのように具現化するかという視点から考えることが重要であると考えており、そのような立場から、政党政治の否定につながる首相公選制導入は妥当ではないとする参考人の意見に同感である。
- ・ 現代は、統治機構の制度設計をする場合に政治や政党の「質」が試される時代であると考えられ、そのような視点は、ぜひ調査会の議論にも

活かすべきである。

### 伊 藤 公 介 君（自民）

- ・ 石原東京都知事が都民の多くの支持により選出され、数々の独自の政策を打ち出すことに成功しているように、多くの国民の支持がある小泉首相であるからこそ、医療制度改革等の「痛み」を伴う改革を断行することが可能となったと考える。
- ・ 自民党の政策決定は総務会や部会等での議論を通じて行われているが、そのような党内手続に関しても、全会一致原則の見直しを図るなど、総裁がリーダーシップを発揮できるように改革を行うつもりである。

### 斉 藤 鉄 夫 君（公明）

- ・ 前回の高橋参考人及び今回の山口参考人の主張に共通するものは、統治を行う内閣を選ぶ過程に国会が位置すると考える「内閣統治論」ではないかと考えるが、私は、むしろモンテスキュー的な三権分立の考え方に基づいた国会と内閣の緊張関係が必要ではないかと考える。
- ・ 小選挙区制により民意の反映と集約を一度に行うことも示唆に富むが、国会には多様な民意が反映されることが望ましく、そこでの議論を通じて民意の集約を図り、さまざまな政治課題に取り組むべきであると思う。そのように考えると、参考人の唱える単純小選挙区制には、賛同できかねる。

### 井 上 喜 一 君（保守）

- ・ 広範な行政権を有する内閣の取り組むべき重要な問題の一つとして危機管理の問題がある。この分野に関する日本の対応は、世界的に見ても遅れている。ならば、その一環と考えられる有事法制については議論することは、当然である。

### 奥 野 誠 亮 君（自民）

- ・ 参考人は、選挙制度を国民が首相を選択できる形に改革すべきであると指摘するが、私は、現在の制度を前提として、実質的に選挙の結果で首相が選出されるイギリスのような慣行を成立させることが望ましいと考える。

### 中 山 太 郎 会 長

- ・ 79条により最高裁判所裁判官の国民審査が行われているが、現状では国民に判断するに当たっての情報があまり伝わっておらず、有効に機能していないと思われる。この制度の設けられた趣旨である主権者たる国民のチェックという理念を活かすために、国民の代表たる議員によって構成される国会による承認へと、制度改革を行うことを検討すべきではないか。

### 北 川 れ ん 子 君（社民）

- ・ 井上委員から有事法制について言及があったが、危機管理といっても、その対象が問題である。

自然災害については、阪神・淡路大震災等を契機として整備されつつあるが、そのほかの分野に関しても、憲法の枠内で議論することが肝要である。

#### →井上喜一君（保守）

- ・世界の情勢を見ていると、危機が生じないとの前提で国家の政策を考えることは現実的ではなく、おおよそ対応可能な措置等を憲法の枠内で考えることが重要である。

#### 山口富男君（共産）

- ・中山会長から国民審査制度について言及があったが、戦後の一時期には、最高裁判所裁判官の人事を決定する委員会が設置されていたが定着しなかったことなどの歴史的経緯も踏まえて議論することが肝要である。また、この問題は法的に解決を図ることができるものであり、必ずしも憲法問題とはならないと考える。
- ・有事法制に関しては、日本は憲法上明確に平和主義を定めていることから、軍事的なものに関しては反対である。

#### →井上喜一君（保守）

- ・心情として、有事のようなものを想定したくないとの思いは理解できるが、現実の政策は別である。私も、憲法に何かを規定すればそれによって直ちに国が守れるとは思っていない。

#### 中野寛成会長代理

- ・政官関係の問題において、小泉首相は国会において、「変な議員の発言を、役所及び官僚は聞く必要はない」と述べているが、この言葉は、役所及び官僚に向けられたものではなく、そのような議員を作り出す政治の側に向けられたものと理解するべきである。政治の側は、政治家と官僚との関係のあるべき姿について、ルールを確立すべきである。

## 基本的人権の保障に関する調査小委員会（第2回）

参考人：安念潤司君（成蹊大学教授）

質疑者

葉梨 信行君（自民）	今野 東君（民主）
太田 昭宏君（公明）	武山百合子君（自由）
春名 真章君（共産）	金子 哲夫君（社民）
長勢 甚遠君（自民）	大出 彰君（民主）
近藤 基彦君（自民）	

質疑終了後、自由討議

### 安念潤司参考人からの意見陳述の概要

#### 1. はじめに

- ・日本国憲法は、先進国にありふれた内容の憲法である。なぜなら、憲法の役割は、国家権力を

制限して国民の自由を保障したり、民主主義的な政治体制を確立することなどに限定されているため、憲法は多様なものにはなり得ないからである。日本国憲法が特殊であるとされるのは、その内容ではなく、国論が二分されるような議論のされ方である。

#### 2. 人権の自然法的性格と外国人の人権の保障

- ・人権の保障については、「人権は、人が生まれながら誰にでも与えられるものである」といった自然法的な考え方がある一方で、現実としては、奴隷、女性、植民地の扱いにおいて差別を認めてきた。これらの差別は第二次大戦後、法レベルでは既に清算された。
- ・このような流れの中で、外国人の人権保障の問題はどこの先進国にも残されており、外国人について国民と全く同等に扱うことは不可能であるという現実については、人権の自然法的な考え方では説明できず、今後もきっと解決はできないであろう。

#### 3. 「外国人の人権」論—判例と学説の一致とその矛盾

- ・いわゆるマククリーン事件最高裁判決（昭和53年）では、(a)憲法に定める権利は、原則として日本に在留する外国人にも認められる、(b)しかし、外国人は、我が国に入国し、在留し、又は引き続き在留する権利を認められていない、(c)以上の結果、外国人の享有する憲法上の権利は、外国人在留制度の枠内で与えられたものに過ぎないとしており、この点では学説も一致している。
- ・しかし、憲法上の権利が法律の枠内によってしか認められないとすれば、憲法上の権利を有しないことと同じであり、判例・学説は矛盾している。むしろ、外国人には入国や在留の権利がない以上、憲法上の権利を享有しないと解するのが妥当である。

#### 4. 法律による外国人の人権保障

- ・上記のように、外国人は憲法上の権利を享有しないと解するが、法律によって外国人を日本人と同等に扱うことは可能である。立法政策の可否の問題であるが、私は外国人にも日本人と同じ権利をなるべく認めるべきであると考えます。
- ・他方、そもそも、国籍は、血統や出生といった形式的な要件で法律によって定められることから、憲法上の権利の享有主体である「日本国民」の地位でさえも憲法上はあやふやであるので、日本人と外国人の地位に大きな差違が生じることは望ましくないと考える。

#### 5. 憲法改正による外国人の地位の明記の是非

- ・外国人の地位について憲法を改正して定めるべきとの意見もあるが、仮に憲法に規定するとしても結局は抽象的な規定にならざるを得ず、裁判官がその具体的内容を判断することになるであろう。しかし、憲法改正によらず立法でこれを定めるとすると、国会がその判断をすることになる。私は、試験に合格した裁判官の判断に任せるよりも、有権者の代表である国会議員の判断に任せた方が良いと考えるので、憲法改正

の手法によることには反対である。

## 安念潤司参考人に対する質疑の概要

### 葉 梨 信 行君（自民）

- ・参考人のように、外国人を「法律によって日本人と同等に扱うことは禁じられていない」という立場に立った場合、法律により認められる人権の種類、程度等についての判断基準をどう考えるべきか。
- ・定住外国人の参政権について、私は、参政権は国民にのみ与えられるべき権利であり、定住外国人は日本国籍を得た上で参政権を行使すべきであると考えているが、参考人は、この問題をどう考えるか。
- ・参考人は著書の中で、「日本国憲法がもたらしてきた平和と繁栄という御利益が雲散霧消すれば、日本国憲法はあっさり見切られるかもしれない」と指摘しているが、日本国憲法が国民に「見切られない」ようにするためにはどうすればよいと考えるか。

### 今 野 東君（民主）

- ・昨今の有事法制の議論においては、民間人にも災害救助法におけるのと同様の罰則規定を設けることも検討されているが、このような動きをどう思うか。また、日本周辺地域の有事の場合、難民が大量に日本に押し寄せることが想定されるが、これにどう対処すべきか。
- ・国際化の進展に伴い、国際条約に沿った内容に我が国の憲法を変えていくべきだという考えについてどう思うか。

### 太 田 昭 宏君（公明）

- ・参考人は、「憲法上、外国人の参政権は保障されていないが、立法政策としては、参政権を認めることも認めないことも許される」という立場である。では、政策判断として、参政権を認めるのと認めないのとではどちらが適切であると考えているか。
- ・私は、定住外国人に地方参政権を認めるべきであり、その背景としては、(a) 多民族共生社会の実現、(b) 人権の重要性、(c) 地方分権の推進が挙げられると思うが、これについてどう思うか。
- ・国籍の決め方について、血統主義、出生地主義等があるが、参考人は、今後、我が国は国籍の決め方についてどのような立場に立つべきと考えるか。

### 武 山 百 合 子君（自由）

- ・グローバル化の進展等により、今後、我が国でも、外国人に関する問題が増加したり、国際結婚が盛んになったりすると予想される。米国での生活経験から、米国と比較した場合、我が国の外国人の人権の保障は薄いと感じられるが、今後の外国人の人権の保障はいかにあるべきと

考えるか。

- ・外国人労働者の受入れ等により、今後、我が国でも、民族や宗教等が異なる異質な階層が増えることが予想される。日本人の自尊心を踏まえつつ、こうした階層の受入れを促進するための啓蒙的な教育を行う必要があると考えるが、参考人は、いかに考えるか。

### 春 名 真 章君（共産）

- ・学説の通説は、外国人に入国・在留の権利を認めていないようであるが、外国人の人権の保障を拡充する見地から外国人の再入国の自由を保障すべきとの主張もある。参考人は、いかに考えるか。
- ・参考人は、定住外国人の参政権問題について、定住外国人の帰化を図ることを第一次的に考えるべきとの意見である。しかし、特に、在日韓国・朝鮮人等の定住外国人は、我が国の植民地支配の結果、定住することを余儀なくされたという歴史的な特殊性を有しているため、そうした考えは妥当ではないのでないか。
- ・社会保障関連法において、権利受給資格を日本国民に限るいわゆる「国籍条項」は、国民年金法等においては撤廃されたが、恩給法等の援護関連法においては未だに残っており、これを撤廃すべきではないか。

### 金 子 哲 夫君（社民）

- ・参考人は、「外国人の人権は憲法上保障されておらず、在留資格制度の枠内において、法務大臣の裁量の範囲で、その権利及び自由が認められるに過ぎない」という考えであるが、マクリーン判決以後、法務大臣の裁量は、外国人の人権の保障を拡大する方向で行使されてきたのか。
- ・我が国では、外国人を広く受け入れるという共生の考えが不足していると思うが、いかがか。
- ・難民の受入れに係る政府の対応は、外国人の人権の保障という観点から十分ではないと思われるが、難民の受入れ体制を改善するにはどうすればよいと考えるか。

### 長 勢 甚 遠君（自民）

- ・テロリストのような危険人物を国内から退去させることができるように入管法を改正することは、違憲なのか。また、このような改正に反対する立場からの理由付けとしていかなるものが考えられるか。
- ・欧米的な権利や義務といった憲法の硬直的な表現は、他人に対する思いやりやつくしみ、良好な人間関係の構築といったような社会との調和を大切にす日本社会の秩序意識にそぐわないではないのか。

### 大 出 彰君（民主）

- ・我が国は二重国籍の取得を禁止しているが、国際結婚をした人や海外で活動する人などには、二重国籍の取得を望んでいる人が多い。人権には、

- 二重国籍を取得する権利もあるのではないか。
- ・外国籍を持つ者に対して、日本国内で、外国の伝統・文化に基づいた教育を行うことは認められるか。
- ・外国人の再入国の権利及び公務就任権（公務員となる権利）に対する見解を伺いたい。

**近 藤 基 彦君（自民）**

- ・日本国憲法制定過程において、GHQ草案には、外国人は平等に法律の保護を受ける権利を有するとの規定があったが、それが衆議院の審議過程で削除された理由は何か。
- ・参考人は、外国人の公務就任権を法律で認めることは可能であるとするが、国益や地域の利益の観点からも検討する必要があるのではないか。
- ・拉致事件やスパイ船等の「武力なき侵略」の出現に見られるように、劇的に変化し続ける現代社会に現憲法で対応するのは限界に達しており、これ以上の法律による対応は解釈改憲を進めてしまうことになるか。このことに関して参考人の意見を伺いたい。

**質疑終了後の自由討議の概要（発言順）**

**今 野 東君（民主）**

- ・参考人は、外国人の権利は憲法では保障されず、法律で規定すべきものであると主張したが、それでは憲法がなくとも法律がありさえすれば人権が守られることとなり、両者の関係が複雑なものになってしまう。憲法の理念に近づけた議論をするべきである。

**春 名 真 章君（共産）**

- ・外国人の人権を考えるに当たっては、我が国特有の事情である在日韓国・朝鮮人の問題に見られるような政府の排他的姿勢を正さねばならない。また、国際人権規約等からも分かるとおり、国際社会においては外国人も自国民も平等という動きが進んでいる。外国人の地方参政権取得及び各種の法律における国籍条項の撤廃を目指していきたい。

**金 子 哲 夫君（社民）**

- ・外国人の人権に関しては、大きな政治的課題であったにもかかわらず、国家は人権拡大を怠ってきた。我が国には在日韓国・朝鮮人等の特有の問題もあり、そのような人々の民族的アイデンティティを尊重した教育制度なども重要である。また、戦後補償の不備も外国人の人権の問題としてとらえるべきである。

**大 出 彰君（民主）**

- ・我が国においては、日本国籍を有さない者には制度上様々な障害がある。ちなみに、アイルランドは以前から二重国籍を認めてきた国であるが、海外への移民やその子孫が帰国し、マンパワーが増大して好況となっている。このような

ことから、我が国でも二重国籍を認めるべきと考える。

**◎憲法調査会委員の異動**

辞 任 補欠選任  
 茂木 敏充君（自民） 石破 茂君（自民）  
 （3月11日）

**◎憲法調査会小委員の異動**

3月14日、以下のとおり、異動がありました。  
 ・基本的人権の保障に関する調査小委員会  
 補欠選任  
 石破 茂君（自民）  
 茂木敏充君（自民 3.11 委員辞任）の補欠

**調査会及び小委員会の予定**

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	調査会・小委員会
H14 3.19 (火)	午前 9:10	調査会 委員派遣承認申請に関する件
3.28 (木)	午前 9:00	地方自治小委
	午後 2:00	国際社会小委

※参考人については、現在、調整中です。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：1601件（3/14 現在）
- ・媒体別内訳

葉書	1050	封書	260
FAX	159	E-mail	132

- ・分野別内訳

前 文	31	天 皇	70
戦争放棄	1105	権利・義務	47
国 会	29	内 閣	30
司 法	7	財 政	10
地方自治	8	改正規定	11
最高法規	7	そ の 他	1051

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。